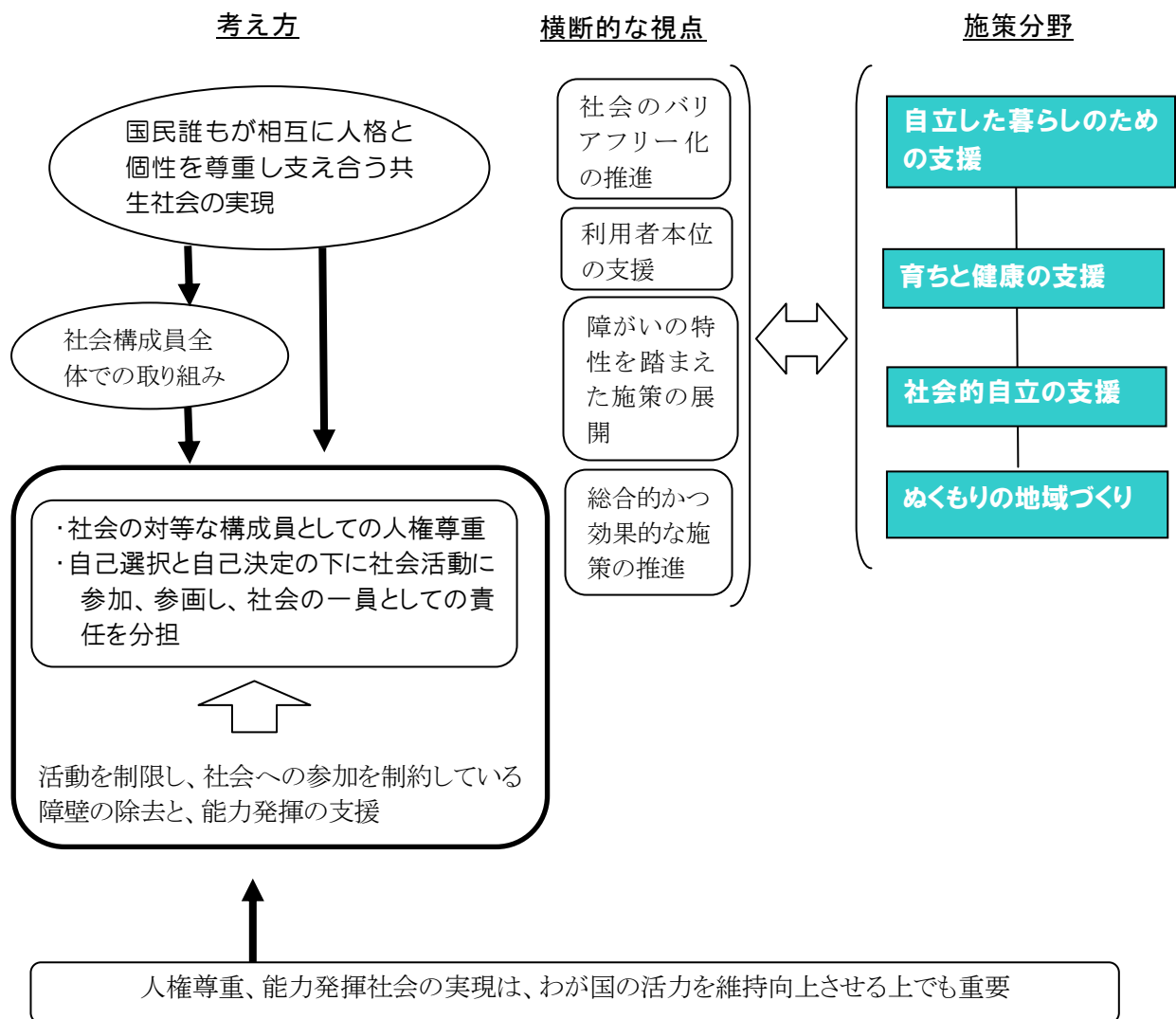


北秋田市第2次障がい者計画

北秋田市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定するもので、北秋田市の障がい者施策の指針であり、障がい者の総合的な計画となります。

障がい者計画のとらえ方



I. 自立した暮らしのための支援

■現状等■

- 障がい者を支える家族等介助者の高齢化がさらに進み、生活上の課題や不安が増大しており、障がいのある人の日常生活を支えるサービスとともに、家族等介助者の負担を軽減する視点が不可欠です。
- 障がい福祉サービスの利用者は増加傾向です。サービス利用計画を作成してから支給決定とサービス利用をする流れとなっています。その人にあった支援のあり方や必要なサービスを検討する体制、サービス利用計画作成のために、相談や情報提供、関係課や関係機関との機能的なネットワークをさらに強化していく必要があります。
- 制度改正のなか、利用者にとってはサービス利用等にあたり、わからないことが多く、アンケート調査では障がい福祉サービスを利用する上で困っていることとして、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が上位に挙げられるなど、相談と情報提供は継続した課題といえます。以前から活用している「障がい者福祉サービスのしおり」の改訂とあわせて、継続して制度・サービス等の周知を図り、情報提供をしていくことが必要です。
- アンケート調査では、今後の暮らし方について「今のまま自宅で暮らしたい」が約半数を占めるなど、現在の暮らし方を継続したい傾向がみられます。一方で、介護者の高齢化等がみられることや、地域移行が大きな目標となっていることなどを踏まえて、居住の場の選択肢が広がるように検討していくことが重要です。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
精神障害者小規模作業所運営費助成事業	11 人	8 人	8 人
精神障害者通所等交通費助成事業	2 人/助成額 58,550 円	2 人/助成額 56,250 円	2 人/助成額 59,125 円
在宅酸素療法者電気料助成事業	39 人	35 人	40 人
障害者住宅整備資金貸付事業 償還方法：元利均等年賦償還 償還期間：1 年据置後 9 年以内	0 件	1 件	0 件
福祉の雪事業	1,364 世帯 11,355 回	1,448 世帯 14,796 回	1,313 世帯 10,686 回

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生活高齢者支援サービスと連携した	外出支援サービス	472 人/4,605 回 内障がい者の利用 2,432 回	446 人/4,509 回 内障がい者の利用 2,627 回	441 人/4,070 回 内障がい者の利用 2,586 回
	生活管理指導派遣事業	4 人/111 回	3 人/98 回	3 人/61 回
	食の自立支援事業	234 人/31,923 食	227 人/28,205 食	241 人/30,310 食
	あんしん電話	470 世帯	452 世帯	439 世帯
	福祉入浴	108 世帯 2,612 回	90 世帯 2,243 回	78 世帯 1,380 回
福祉機器の貸出し		利用なし	利用なし	利用なし
障害者社会参加総合推進事業 (レクリエーション教室参加者)		36 人	43 人	22 人
地域権利擁護事業 (金銭管理)		55 人	50 人	46 人
人工透析通院費助成事業		事業なし	11 人	20 人

■主な取り組み■

(1) 障がい福祉サービス【「障がい福祉計画」部分を参照】

① 自立支援給付サービスの推進

入所施設利用者の減少と地域移行の促進、就労に向けた訓練サービスの利用者の増加に対応すべく、継続して障がい福祉サービスを推進します。

② 地域生活支援事業の推進

地域特性や利用者の状況を踏まえて、地域が自主的に提供すべき事業を継続して地域生活支援事業として実施します。

③ その他の取り組み

障害者自立支援医療と補装具費の支給は継続して制度の周知を図るとともに、適切な対応に努めます。

(2) 障がい福祉サービス以外の福祉サービス等

障がい福祉サービス以外の事業・サービスについては、市主体の事業は利用者ニーズと介護者の支援の視点から、高齢者福祉サービスと連携しながら実施します。

手当等については、国・県の事業と連携した迅速で適切な対応に努めます。

平成 27 年 4 月に施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき、市では生活困窮者に対する自立相談支援事業等を実施し、制度の枠組みにとらわれない柔軟な相談支援体制の充実を図ります。

(3) 支援体制の拡充

① 情報提供体制の充実

各種福祉サービス・制度の周知・理解を図るために、従来から活用している「障がい者福祉サービスのしおり」を改訂して、各相談窓口等に配布し、相談や情報提供、窓口業務に活用します。

また、市の広報やホームページを活用し、より迅速で効果的な情報を提供できるようにします。あわせて、情報提供の充実に向けて、手話や資料の音声化など、円滑なコミュニケーション手段の拡充について検討します。

② 支援体制の拡充

相談支援事業に関する総合的な支援を行う拠点施設として、北秋田市障害者生活支援センターが障がい者とその家族等に身近な存在となっており、利用者の生活の質を高め、ピアカウンセリングや日中活動の場づくりなど総合的に支援する事業を展開する拠点としての取り組みを推進します。

北秋田市障害者自立支援協議会を設置して調整・連携を図っており、今後も有効な協議・連携の場となるように取り組んでいきます。

③ サービス等利用計画作成

障がい福祉サービス利用者については、支給決定前のサービス等利用計画の作成が求められています。サービス等利用計画の作成、相談支援やサービス利用に関する体制づくりを今後も進めます。

■主な施策■

施策名	概要	取り組み方向	担当課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(日中活動系サービス)	障がい程度が一定以上の人に対する介護給付及び身体的・社会的リハビリテーションや就労支援を行う訓練等給付の支給により、障がい者の地域での生活を支援します。	利用者の増加、利用動向をとらえながら、適切なサービス利用を推進します。	福祉課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(居住系サービス)	障がい程度が一定以上の人に対する介護給付及び夜間のサービス等により居住の場を確保し、生活を支援します。	障がい程度が一定以上の人に対する介護給付及び夜間のサービス等により居住の場を確保し、生活を支援します。	福祉課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(訪問系サービス)	障がい程度が一定以上の人に対する介護給付及び訪問系のサービス等により生活を支援します。	地域移行に伴い、利用の増加を勘案して対応します。平成 23 年度は同行援護の利用が2名、平成 24 年度は4名、それ以降は4～5名となっています。	福祉課
計画相談支援	平成 24 年度からの制度改正により、サービス利用計画の対象者が拡大され、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援として実施します。	サービス計画支援も今後増えることが予想されるため、相談支援事業所と調整して対応し、サービス利用計画作成の体制確保と、ケアマネジメントを推進します。	福祉課
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を平成 18 年 10 月より実施しています。①相談支援 ②意思疎通支援 ③日常生活用具給付④移動支援 ⑤地域活動支援センター⑥福祉ホーム⑦訪問入浴サービス⑧日中一時支援 ⑨生活サポート	移動支援、日中一時支援等の利用増が見込まれ、適切なサービス利用を促進します。	福祉課
その他の取り組み	自立支援医療は平成 18 年 4 月から、補装具費の支給は平成 18 年 10 月から障害福祉サービスにおいて実施しています。	継続して実施します。	福祉課
精神障害者通所等交通費助成事業	小規模作業所への通所又は保健所等が実施する社会参加事業に参加する際に、公共交通機関を利用した場合、その交通費の半額を助成します。	精神障害者通所等交通費補助金(総合支援法以外の障がい者サービス事業) あんず作業所に通所している人を対象に実施しています。	福祉課
在宅酸素療法者電気料助成事業	在宅酸素濃縮器の電気料の 1/2 相当額を助成しています。	継続して実施します。	福祉課

施策名	概要	取り組み方向	担当課
障害者住宅整備資金貸付事業	障がい者の居住環境を改善するため、障がい者の専用居室等を増改築又は改造するために必要な経費の貸付を行います(貸付限度額 150 万円)。 身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A、その他必要と認められる障がい者が対象。平成 23 年度以降実績はありません。	財政融資資金等の低利貸付であり、制度の周知とあわせ継続して実施します。	福祉課
福祉の雪事業	除排雪が困難な高齢者や障がい者等世帯の家屋の出入口の除排雪や屋根の雪下ろしの作業委託に対し補助します。	平成 25 年度から非課税世帯が対象となったことから対象者が減っていくと思われます。	高齢福祉課
高齢者施策と連携した生活支援サービス	高齢者障害者等外出支援サービス、生活管理指導員派遣(訪問介護)、食の自立支援(配食サービス)、あんしん電話(緊急通報システム)、福祉入浴(銭湯入浴)について、障がい者も対象に実施します。	継続して実施します。	高齢福祉課 福祉課
福祉機器の貸出し	自立支援、介護負担の軽減のため、高齢者、障がい者等へ補助器具の貸与を行います。	利用対象者と必要な機器の把握に努めながら、障がい者で要支援・要介護認定者の福祉機器の貸出しを行います。	高齢福祉課
障害者社会参加総合推進事業	障がい者の社会活動への参加による自立を促進するための必要な援助を行います(レクリエーション教室、障がいに関する普及啓発事業等)。	継続して実施します。	保健所 福祉課

施策名	概要	取り組み方向	担当課
相談指導・情報提供	各種団体等の要請に応じ、相談または研修等に派遣しています。「障害者福祉サービスのしおり」を作成し、必要に応じ配付しています。	各種団体等の要請に応じ、相談または研修等に派遣しています。「障害者福祉サービスのしおり」を作成し、必要に応じ配付しています。	福祉課
相談支援事業を中心とした支援体制の確立	専門的な相談への対応が難しく、一般的な相談にとどまってしまうことがあります。市内の相談の拠点である「ささえ」の相談支援事業所と連携しながら対応しています。各地区の巡回を月1回ハート交流会として開催しています。	月1回ではありますが各地区を巡回することで地区の人達との交流ができています。民生委員の参加もあり、相談支援事業所として係わりある人達の地域への周知にもなっています。	福祉課 関係課
地域自立支援協議会	障がい者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関と連携を図り地域実情に応じた課題解決に向けて協議します。	全体会年2回を継続して実施します。	福祉課 関係課
地域権利擁護事業(金銭管理)	障がい者や介護保険サービス利用者の日常的に必要な現金及び証書等の管理を行います。身寄りのない者等において金銭管理の枠を超えた利用者が多くなっています。	社協で行っている金銭管理は金銭の出し入れが主となっています。高齢者が多く生活保護受給者やヘルパー支援が必要な人となっています。障がい者の人数は把握出来ていないため必要があるかもしれません。	市社協
人工透析通院費助成事業	市内に住所を有する非課税者で人工透析治療を受けている人を対象に通院費用の一部を助成します。	平成 24 年4月から新事業として実施しています。	福祉課



『料理教室』

Ⅱ. 育ちと健康の支援

■現状等■

- 近年は乳幼児健診結果や園生活等のなかで、発達が遅れがみられたり、支援や見守りが必要な子どもを把握しており、人数も増加傾向となっています。母子保健や子育て支援の相談・指導で、療育の内容を取り入れて実施するとともに、乳幼児育成連絡会を組織して連携のとれた継続したフォローができるように努めていますが、対象となる子どもが増加傾向であり、療育や指導など支援体制の拡充が求められます。
- 制度改正により、障がい福祉サービスの利用対象に発達障がいのある方が明確に位置づけられました。また、障がい児の支援の強化が課題となっており、障がいのある子どもを対象にしたサービスは一元化されるようになります。あわせて、相談支援の体制づくりも重要となっています。
- 支援が必要な子どもの就学前の保育・教育の場では、受け入れ体制を確保して対応しています。
- 各種健診やがん健診など市民の健康支援の事業は、健康を管理するだけでなく、生活習慣病やメタボリック症候群の予防は様々な疾患や障がいを予防する目的もあることを啓発していくことが必要です。また、心の健康を維持するアドバイスや心の健康について、正しい知識を啓発することも重要です。
- 障がいのある人またその家族の健康づくりも重要であり、様々な健康増進活動のなかで、それぞれが自らの健康について考え、健康づくりの実践につながられるような支援が求められます。
- アンケート調査では医療を受ける上で困っていることとして、「医療費の負担が大きい」が精神障がいのある人で特に多く回答されています。障がいのある人にとって医療は身近な問題であり、医療費制度の適正な利用を促進していくことが重要です。

乳幼児健康診査・育児相談

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 か月検診	165 人 (90.7%) 12 回	182 人 (97.3%) 12 回	172 人 (97.7%) 12 回
7 か月検診	160 人 (97.6%) 12 回	184 人 (97.4%) 12 回	164 人 (98.2%) 12 回
10 か月検診	178 人 (100%) 12 回	184 人 (95.8%) 12 回	150 人 (98.7%) 12 回
1 歳歯科	164 人 (88.6%) 12 回	151 人 (87.3%) 12 回	132 人 (91.0%) 12 回
1 歳半健診	181 人 (97.3%) 10 回	166 人 (97.1%) 10 回	193 人 (98.5%) 10 回
2 歳歯科	155 人 (97.5%) 10 回	180 人 (93.8%) 10 回	168 人 (98.2%) 10 回
3 歳健診	189 人 (99.0%) 10 回	181 人 (97.3%) 10 回	192 人 (99.0%) 10 回
5 歳相談等	181 人 (81.9%) 10 回	200 人 (95.0%) 10 回	182 人 (95.8%) 10 回

スキップ・クラブ(乳幼児相談業)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加数	延 42 組	延 59 組	延 44 組
回数	11 回	11 回	10 回
会場	1 会場	1 会場	1 会場

乳幼児育成連絡会議

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
巡回園訪問	10 施設	13 施設	12 施設
相談対象児	88 人	128 人	88 人
全体会議	1 回	1 回	1 回

障害児通所支援

	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	利用 日数	延べ 人数	実人 数	利用 日数	延べ 人数	実人 数	利用 日数	延べ 人数	実人 数
児童デイサービス	1,016	265	32						
児童発達支援				807	179	20	877	224	26
放課後等デイサービス				132	30	3	192	45	5
保育所等訪問支援				9	9	2			

障がい児保育

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	5 園/12 人	5 園/9 人	5 園/12 人
私立	3 園/5 人	2 園/3 人	2 園/5 人

自立支援医療の給付

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
更生医療	68 人	55 人	59 人
育成医療	7 人	14 人	9 人
精神通院	469 人	462 人	490 人

福祉医療費助成(高齢身体障害者・重度心身障害(児)者)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4～6 級	603 人	618 人	626 人
1～3 級	1,650 人	1,636 人	1,627 人

地域救命救急センター・地域療育医療拠点施設の設備

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
地域救命救急センター・ 地域療育医療拠点施設の設備	延 67 人	延 72 人	延 62 人

■主な取り組み■

(1) 育ち支援

① 母子保健事業の推進

妊産婦健診、乳幼児健診については健診の大切さを啓発し、受診勧奨を行います。乳幼児健診の受診者と健診や相談のなかで支援が必要な子どもの状況を把握し、早期から関わり、育ち支援につながるよう取り組みます。母子保健事業及び子育て支援事業での相談や指導の場・機会を確保しており、参加を促進します。

② 療育体制の充実

乳幼児育成連絡会議では相談支援体制整備のための具体的方策の検討、個別ケースへの対応策、個人情報保護と共有について意見交換を進めています。今後は、制度改正を踏まえて児童発達支援施設としての機能の確保を図り、児童発達支援施設をはじめ関係機関と連携して、その子に合った育ちの支援ができるよう取り組みます。

もろびこども園は、発達の遅れやつまずきがみられ支援や関わりが必要な就学前の児童が保護者と通園して、保護者も含め個々の発達に合わせた療育や相談、情報交換や仲間づくりの場として利用されてきました。通園児童の状況が多様化しており、乳幼児育成連絡会議などとの連携を強化するとともに、施設面の改善、療育内容など受入れ体制の拡充と、地域の療育の場として児童発達支援事業を実施すべく、実施体制の確保を支援します。施設の老朽化や通園に不便なことなどから市中心部への建設を検討しており、市として支援ができるよう取り組みます。

③ 障がい児支援の推進

もろびこども園を北秋田市における児童発達支援センターとして位置づけ、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもに、児童発達支援事業として、基本的な生活習慣及び集団生活への適応性を養う早期療育を行うと

ともに、相談支援を行います。また、児童発達支援センターが地域の保育所等へ巡回訪問して、相談や連携を図ります。

市が指定する障がい児相談支援事業所と連携して、障がいのある子どもの居宅サービス、通所サービスの利用にあたって障がい児支援利用計画を作成し、サービス利用計画に基づき、適切なサービスの利用を促進します。

障がい児の放課後を過ごす場として、放課後等デイサービスの拡充を図るとともに、日中一時支援事業を継続して実施します。

④ 障がい児保育の推進

市内全園で、障がい児の受入れ体制の確保に努めています。地域の子どものもととして、障がいのある子もいない子も共に育つことができるように、保育士の加配、受入れ環境の向上を図りながら推進していきます。

また、保健センター、保育所、福祉課、教育委員会などが成長に合わせて適宜情報交換や意見交換ができるように努めるとともに、相談支援事業所や児童発達支援センターとの連携を図ります。

(2) 障がいの予防と健康支援

① 障がいの予防と健康づくり活動の推進

自らの健康を知り、障がいを予防し、介護が必要な状態を予防する視点からも、各種健診事業、健康教育や健康相談などの保健事業や食生活改善などの健康づくり活動を推進します。

② 障がい者と介助者の健康支援

健康教育や健康相談等を活用して健康管理と健康についての啓発を行うとともに、障がい者団体や市社会福祉協議会等と協力して、障がい者本人と介助している家族も含めて、健康に関する啓発の場・機会の確保を検討します。

③ 心の健康づくりの推進

保健所を中心に精神保健福祉の啓発事業や教室が実施されており、より効果的に実施するため、保健センター・市社会福祉協議会・関係団体・ボランティア団体等が連携・協力し、身近な問題として市民が考える機会となるように努めます。

関係機関と連携して自殺予防対策に向け、啓発活動に取り組むとともに、地域での気づき・見守り活動を促進します。

(3) 医療サービスの推進

① 医療費助成制度の推進

障害者自立支援医療、その他の医療制度を適切に利用できるように、制度の周知を図ります。

② 医療体制の拡充

北秋田市民病院が地域医療の拠点として、身体障がい者のリハビリが実施されているところですが、言語障がいへの対応については実施されておりません。今後は、地域のニーズに合わせた定期的な巡回指導や支援が実施できるよう、体制整備の推進に努めてまいります。

■主な施策■

施策名	概要	取り組み方向	担当課
乳幼児健康診査・育児相談	乳幼児期における発達・発育及び健康増進、疾病の早期発見と適切な指導・育児支援を目的として実施。4か月児健診、7か月児相談、10か月健診、1歳歯科教室、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児相談等を実施しています。	継続して実施します。	医療健康課
スキップ・クラブ (乳幼児育成指導事業)	発達・発育・養育環境に何らかの支援が必要な乳幼児とその保護者を対象に、月1回(第2金曜日午前9時半～11時半)療育施設(もろびこども園)の協力の下で実施します。	継続して実施します。	医療健康課
乳幼児育成連絡会議	乳幼児検診等で「要経過観察」とされた乳幼児及び育児不安のある保護者等に対し、関係機関の連携を深め、プライバシーに配慮しつつ適切な支援方法を検討することにより、乳幼児の心身の健全な育成を図ります。	支援が必要とされる子への対応、方法を探る検討会の機会を増やして欲しいと要望が出されています。	医療健康課
児童発達支援 障害児通所支援事業	発達・発育に支援が必要な障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の指導等を行います。	平成24年度からは児童発達支援事業への円滑な移行を図りました。地域の療育の拠点として障がい児支援を積極的に行います。	福祉課

施策名	概要	取り組み方向	担当課
障がい児保育	障がい児の受入れ状況は、平成 23 年度当初で、公立保育園で5園、私立保育園で3園の計8園に 17 人の児童が通園しています。市内 11 園の認可保育所は全園で受入れ体制を整えています。	継続して実施します。	福祉課
精神保健福祉普及事業	健康教育や普及啓発事業の実施により、障がいの正しい理解と健康の促進を図ります。	継続して実施します。	保健所
難病医療相談事業	医療面や日常生活に係る相談、指導、助言により、疾病への理解を深めます(難病患者と家族との交流会も実施)。保健所において約 300 名に特定疾患受給者証の交付等を行っています。	相談会等では日常生活用具、ヘルパー、施設入所等について市へ相談するよう説明しており、保健所と市で連携して各種サービスの適正な利用を促進します。	保健所
自立支援医療の給付	旧更生医療、旧育成医療、旧通院医療が自立支援医療として実施します。	アンケート結果等での医療負担に対する意見等を踏まえながら医療費制度の適正な利用を促進します。	福祉課 県
福祉医療費助成(高齢身体障害者・重度心身障害(児)者)	心身の保持と生活の安定を図るため、65 歳以上の身体障害者手帳4～6級所持者を、重度心身障害(児)者は療育手帳 A 及び身体障害者手帳1～3級所持者を対象に実施しています。		市民課 福祉課
地域救命救急センター・地域療育医療拠点施設の設備	北秋田市民病院は障害児のリハビリテーションを行う県北圏域の拠点施設としてその役割を担っており、その施設整備等の充実を図る必要があります。	市民病院では医師、理学療法士、作業療法士を配置し、秋田県立医療療育センターから紹介を受けた患者を中心に診察、リハビリテーションを実施していますが重複障害(身体的不自由、聴覚障害、視覚障害、言語障害、知的障害など2つ以上併せ持つ)患者の中で、言語聴覚に対して言語聴覚士がいないため、こうした患者は療育センターを受診している状況です。また、特別支援学校PTA連合会主催の合同懇談会での要望等において病院の医師、OT等の職員の充実を図り、地域で安心して療育が受けられる体制整備を望む声があるためその充実を図る必要があります。	医療健康課

Ⅲ. 社会的自立の支援

■現状等■

- 就学にあたっては就学指導委員会が中心となって関係課が連携して対応していますが、対象となる児童が増加傾向となっています。
- 学校の設備や体制など、それぞれ状況に合った学ぶ環境の充実に努めています。平成 26 年 5 月現在、市内の小学校 10 校、中学校 4 校に特別支援学級を設置しており、特別支援学級は小学校で 10 学級、中学校で 4 学級あります。また、特別支援学級の児童生徒や普通学級で支援が必要な子どもの学校生活を支えるため、「生活サポート員」を配置しています。
- 特別支援学級の担当教諭同士のネットワークとして部会を設置しており、年に 2・3 回合同研修や、児童・生徒を含めた交流会を行っています。
- 教育分野と保健・福祉の連携を重視して、市内の比内養護学校たかのす分校との話合いや協議の場、通学者の作業や体験など多様な機会づくりに努めており、今後もさらに関係機関のネットワークが重要となると考えられます。一方で、保健活動や就学前の保育・教育の場では、発育段階で支援や関わりが必要な子どもが増加しているとともに、障がいの状況等も多様化している傾向がみられることから、その子どもの状況と成長段階から必要な支援や関わりを個別検討して対応する必要があります。
- 法定雇用率が平成 25 年度から引きあげられた就労については、少しずつではありますが、雇用の底上げや職場適応への支援などがはじめられています。職場適応への支援として、雇用前の職場適応訓練や、一定期間試行雇用するトライアル雇用制度、人的支援をする職場適応援助者（ジョブコーチ）制度、常用雇用後の助成金の支給などがあります。しかし、市内で障がい者の就業機会は少なく、市域が広大であることから、通勤などの移動手段も限られます。また、障がい者雇用についての市内事業所の理解を深めていくための啓発、就業機会を増やしていくための取り組みが不可欠です。
- 障がい福祉サービスの利用者が増加しており、就労系のサービスの利用が進んできています。利用者の状況にあったサービス利用、施設入所者の地域移行、日中活動としての就労の場、働く障がい者の職場環境のフォローなども重要な課題です。
- 社会参加活動は仕事だけではなく、生涯学習やスポーツ・文化活動、地域の活動、余暇活動など多様で幅広い活動への参加を促進することが求められます。

児童生徒学校生活サポート事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特別教育支援 (配置状況)	小学校 11 校 16 名 /中学校 4 校 5 名	小学校 11 校 18 名 /中学校 4 校 6 名	小学校 11 校 19 名 /中学校 4 校 5 名
日本語支援	小学校 1 校 1 名	0 名	0 名

移行支援ネットワーク会議

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者	6 人	7 人	2 人

放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市内	14 カ所	14 カ所	14 カ所
児童数	518 人	534 人	532 人
職員配置	2 人～4 人	2 人～4 人	2 人～4 人
保育料	2,000 円	2,000 円	2,000 円

※比較的軽度な障がい児については受入してきた。

庁内の障がい者雇用

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市	4 名 (1 級 2 名、3 級 1 名、 4 級 1 名)	6 名 (1 級 2 名、3 級 1 名、 4 級 1 名、5 級 1 名、B1 名)	5 名 (1 級 2 名、 3・4・5 級各 1 名)
教	2 名 (2 級 1 名、5 級 1 名)	2 名 (2 級 1 名、5 級 1 名)	1 名 (2 級)

精神保健福祉普及事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
健康教育	3 回/延 52 人		
普及啓発事業	3 回/延 336 人	3 回/延 343 人	3 回/延 329 人

難病医療相談事業

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
難病医療相談事業	個別相談会 3 回/延 2 人	個別相談会 2 回/延 4 人	個別相談会 2 回/延 3 人
	交流会 1 回/延 21 人	難病無料検診と相談 会(難病連主催) 3 回 /延 38 人	講話、交流会 3 回/延 24 人

■主な取り組み■

(1) 学び支援

① 就学指導の充実

就学指導委員会は、教育、福祉の各分野と幼稚園、保育園、児童福祉施設、小中学校、比内養護学校たかのす分校（特別支援学校）等、保健センターなどの関係機関が制度的な情報共有と連携を強化して対応します。今後は、児童心理司を就学指導委員会に配置できるように取り組みます。

② 学校生活での支援

学ぶ環境として施設・設備面では、支援が必要な児童生徒の状況を勘案して、必要な改善による環境向上を図ります。

学校生活サポート事業は、障がい児が共に学ぶという点、支援が必要な児童生徒が増加しているという点からもニーズが高まっています。継続して実施するとともに、生活サポート員の増員や実施方法について検討します。

通級指導教室を設置しており、言語障がい、学習障がい等のある児童・生徒を対象に指導の充実に努めるとともに、通級指導教室の拡大について県に要望します。

特別支援教育コーディネーターの配置を進め、障がいのある子どもへの教育体制を整備し、一人ひとりの適切な教育的支援を行います。個別の教育支援計画、指導計画を作成します。

特別支援学級担当教諭の研修会等を継続して確保し、連携が図られるように支援します。

国の示すインクルーシブ教育の考え方を踏まえ、地域の学校で共に学べる環境づくりについて関係機関と協議をしながら取り組みます。また、交流及び共同学習や体験学習の機会を各学校で取り入れるように努めます。

③ 職業教育の推進

比内養護学校たかのす分校卒業後の地域での生活と自立した暮らしにつなげられるように、地域移行支援ネットワーク会議を開催し、機能的な取り組みができるように、関係機関が連携します。また、比内養護学校たかのす分校と市役所や市内の障がい者関連施設、その他事業所が協力して、就業体験や実習ができる機会の拡充に努めます。

(2) 就業の場の拡充と就業支援の体制づくり

① 庁内雇用の促進

定員管理計画との整合を図りながら、市役所の法定雇用率(2.39%)の遵守に努めます。事業委託・一部委託できる作業・事業の開拓や障がい支援施設の生産物の活用拡大など、多様な手法を検討し、障がい者の働く場、訓練の機会が広がるように努めます。

② 就業の場・機会の拡充

毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して障害者雇用制度等の周知を図り、市内の商工関係団体や障がい者団体等に働きかけます。在宅での仕事、起業、職業訓練なども含めて、ハローワークや障害者就業・生活支援センターでの相談や実際の就労につながるように、障がい者関係施設や関係団体と連携を図ります。

各施設等で利用者の状況や意向に沿った福祉的就労活動が展開され、自立と社会参加につながるように支援していきます。

③ 就業体験・就業継続をサポートする仕組みづくり

市内事業所での就業が難しい点や市域が広範囲なことが就労に結びつきにくいことを踏まえながら、生活と就労が近い一体的な形態の雇用、居住と就業の場の確保、仕事の内容をはじめ、その人に合った仕事内容の検討、トライアル雇用に向けてのフォロー、就業している障がい者のサポートなどについて、北秋田市障害者自立支援協議会、相談支援機能強化事業などで、協議していきます。

(3) 社会参加活動の促進

① 生涯学習活動等への参加促進

地域生活支援事業での社会参加促進事業を継続して実施します。

多様な学習活動や文化活動などに障がい者が参加しやすくなるように、学習場所の設備等の改善、外出手段の確保などに努めるとともに、学習活動の情報提供や学習課題の検討に努めます。

スポーツ・レクリエーション活動は気軽に運動ができる機会として、スポーツ関連施設や公園等の改善、障がい者団体のスポーツ大会への参加支援と、気軽にできる種目、ニュースポーツなどの開拓、スポーツ団体の育成に取り組みます。

② 地域活動への参加促進

様々な地域活動に積極的に参加しようとする意欲を反映できるように、民生委員やボランティアなど地域の人達や障がい者団体などと協力して参加を促進します。また、地域の行事やまちづくり活動、ボランティア活動、防災活動など多様な活動の紹介や情報提供に努めます。

③ 障がい者団体の活動支援

身障協会、手をつなぐ育成会、鷹巣阿仁精神障害者家族会、ボランティア団体などの障がい者関係団体の自主的な活動を支援し、市からも情報発信をしたり、意見交換の場となるように努めます。

■主な事業■

施策名	概要	取り組み方向	担当課
就学指導委員会	会議は年3回実施。市立小学校の在学児童生徒を対象に、各関係機関の協力を得ながら特別な支援を必要とする一人一人の「適切な就学」に向けた支援を行います。 幼稚園・保育園などの就学前機関からの就学前児童の情報収集を実施しています。	継続して実施します。	学校教育課 福祉課 医療健康課 保育園
児童生徒学校生活サポート事業	通常の学級に在籍する、心身の障がいや疾病により特別の支援を必要とする児童生徒について、在籍する学校にサポート員を配置し、学校生活上必要なサポートを行います。	支援を必要とする児童・生徒は増加傾向であり、児童・生徒の学校生活を支援する生活サポート員の確保を図ります。	学校教育課
移行支援ネットワーク会議	比内養護学校たかのす分校高等部3年生の生徒の個別移行支援計画について協議し、卒業後の地域生活を支援します。	継続して実施します。	県(特別支援学校)・福祉課
放課後児童健全育成事業	小学生で児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、放課後、土曜日及び長期休校日等に、居場所を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援を図ります。	日中一時支援事業、放課後デイサービス等放課後の過ごす場の確保・拡充(新たな場)等が必要です。	福祉課 生涯学習課

施策名	概要	取り組み方向	担当課
庁内の障がい者雇用	庁内の障がい者雇用については基準の遵守に努めます。	市の不足人数を解消するため職員を採用し、早期解決を図ります。	職員課 教育委員会
障がい者雇用に関する啓発と、就業体験機会の拡充	障がい者雇用について周知を図る必要があります。就業体験の機会を拡充することが課題です。	関係機関と協力して取り組みます。	福祉課
生涯学習活動・地域活動・障害者団体活動等への参加促進	北秋田市生涯学習フェスタや公民館事業での交流事業を推進しています。	公民館事業での交流事業や秋田北鷹高校との連携事業の推進を図ります。	福祉課 生涯学習課 市社協



『カルタ大会』

IV. ぬくもりの地域づくり

■現状等■

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考えに基づいた生活空間づくりと、障がいと障がいのある人を理解して共生する温かいノーマライゼーション社会の形成の両方が不可欠です。
- アンケートでは障がいに対する理解は少しずつ深まっているという意見が増えています。が、「障がいのことをわかってもらいたい」という思いと、「障がいのことがわからなくてどのようにすればよいかわからない」という思いを、交流や啓発活動によってつなげていくことが重要です。
- 障がいのある人と家族にとっては、身近なところで支えられていることを感じられることがぬくもりの地域になると考えられます。相談と支え合いのネットワークをさらに拡充していくように、地域の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが特に重要です。
- 秋田県「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（以下「県バリアフリー条例」という）に基づき、県ではバリアフリー社会形成審議会の開催、適合証の交付、啓発活動、バリアフリーコーディネーター育成事業などを行っています。北秋田市では県バリアフリー条例に基づき、公共施設には専用駐車場の確保、トイレ・入口のスロープ設置、公衆電話の設置など、バリアフリー化を図っており、毎年度バリアフリー調査を実施しています。バリアフリートイレのある市内の公共施設については、県のホームページで紹介されており、その他の情報等も含めて周知を図る必要があります。
- 安心な暮らしという面では、災害や緊急時の不安が大きいことがうかがえます。北秋田市地域防災計画に基づき災害予防対策等を推進しており、災害時要援護者台帳の整備を進めています。災害時要援護者台帳の登録を促進するとともに、日頃からの見守り活動や地域・関係機関と連携体制の確立が重要となっています。

公共施設のバリアフリー化

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
クリア項目数	6 項目クリア	6 項目クリア	6 項目クリア
施設数	88	87	87
クリア施設	16	16	18
クリア率	18.2	18.4	20.7

※クリア項目：車いす専用駐車場、スロープ、手すり付き洋式便器、手すり付き洋式小便器、車いす用トイレ、階段の手すり

■主な取り組み■

(1) 相談と支え合いのネットワークの強化

① 相談支援の強化

福祉課窓口と北秋田市障害者生活支援センターと市内特定相談支援事業者が利用者の窓口となっており、各種相談窓口が連携のとれた対応ができる体制をさらに拡充していきます。このため、基幹相談支援センターを設置して相談体制の拡充を図ります。

北秋田市障害者生活支援センターでは、月に 1 回地域を巡回して地区の人たちとの交流の場を設けています。交流の場で地区の民生児童委員などとの関わりをもつことができるようになってきました。今後はさらに、地区巡回の交流の場を拡充していきます。

(2) 権利擁護の推進

① 成年後見制度利用支援事業・日常生活自立支援事業の推進

市社会福祉協議会では日常生活自立支援事業として、日常生活上の金銭管理を一部行っています。今後は地域移行や障がいのある人の高齢化など、対応が必要なケースが増えていることが見込まれることから、日常生活自立支援事業の実施を推進していくとともに、地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業が必須事業となり、相談から利用まで適切な対応に努めていきます。

② 苦情等への対応

サービス利用に関する苦情などには福祉サービスの第三者評価などによる苦情処理・サービスの質の向上を図るための取り組みを検討し、関係機関と連携して取り組みます。

③ 虐待防止対策

障害者虐待防止法が成立し、平成 24 年 10 月から施行されたことから、障がい者の虐待防止に関する啓発に努めるとともに、虐待防止の対応策として、平成 25 年 8 月 1 日に市障害者生活支援センター内に障害者虐待防止センターを設置しました。相談・通報があった場合は迅速、適切な対応に努めます。

(3) 理解と協力の地域づくり

① 啓発活動の推進

市の広報、保健福祉事業で障がいに関する啓発を継続して実施します。毎年 12 月の障害者週間を活用した啓発活動について検討します。

あわせて、市社会福祉協議会や障がい者団体等の啓発活動を支援しながら、連携して障がいについて正しい理解が得られるように取り組みます。

② 福祉教育の推進

学校教育の中では、高齢者や障がい者のことを理解して、子どもの時から共に過ごす機会として総合的な学習の時間を活用して福祉教育を行っています。特別支援学級のある学校では日常的に共に学び、過ごすことを基本に福祉教育を推進するとともに、様々な機会を通じて話を聞いたり、共に過ごす機会を確保し、温かい心の育成を図ります。

また、生涯学習や地域活動等において、福祉や人権に関する講座等を開催して啓発に努めます。

③ 地域の力で支える活動の促進

多くの市民がボランティア活動や地域活動に参加するようになり、市社会福祉協議会ではボランティア連絡協議会を運営し、手話サークル活動や声の広報、精神障がい者のサロン事業などに、ボランティア団体が意欲的に関わって活動されています。今後も、充実した活動が展開できるように継続して支援します。さらに、身近な支えの担い手づくりなど、地域の力で障がい者の暮らしを支える方策を検討して、実践につなげていきます。

また、行政と市民が協働で取り組む必要のある地域課題が多くみられるなか、地域の悩みや課題を地域で解決していく地域福祉トータルケア推進事業（トータルケア）を、市社会福祉協議会が中心となって取り組んでいます。このような活動を多くの市民が協働で関わられるように、ボランティア団体の活動やトータルケアの取り組みを支援するとともに、関係機関との連携・協力を強化します。

地域では、雪おろしをシルバー人材センターの他、自治会で担っている地区や、買物を支援する民間事業者の動きなどがみられます。様々な主体

が地域の力となって支え合い活動が広がるように、多様な活動主体の参画による地域福祉活動を促進します。

(4) 安心・安全なまちづくりの推進

① 障がい者の利用に配慮したまちづくり

県バリアフリー条例に基づき、障がい者や高齢者の利用に配慮し、誰もが利用しやすい公共施設のバリアフリー化を必要性・緊急性を踏まえて推進します。さらに、道路や交通安全施設など人にやさしい道路環境の整備に取り組みます。

公共施設や道路等のバリアフリー化は、利用する市民にその意味や利用の仕方を啓発するとともに、市内のバリアフリー情報の提供に努めます。

② 安全対策の推進

北秋田市地域防災計画に基づき、災害弱者となる可能性の高い高齢者や障がい者に対する災害予防対策・応急対策事業を推進します。災害時に援護が必要な障がい者を把握し、支援体制を確保する要援護者台帳の整備と、福祉避難所の指定を行っています。今後は要援護者の把握を継続して進めるとともに、避難計画や避難所生活で障がいのある人の支援につながる予防対策を推進していきます。また、防災訓練への障がいのある人の参加促進、防災ボランティア等の確保についても取り組んでいきます。

交通安全や消費生活など日常生活における安全活動については、障がい者団体や民生委員など地域と協力して、啓発活動を展開します。

■主な施策■

施策名	概要	取り組み方向	担当課
障がいに関する理解を深めるための啓発	学校での福祉教育、市社協の啓発活動、市の広報活動などで啓発しています。	継続して実施します。	福祉課 教育委員会 市社協
地域福祉トータルケア推進事業	市民等による支え合いのネットワークと、コミュニティソーシャルワークにより、高齢者や障がい者等の総合相談、生きがいづくりを進めます。	継続して実施します。	市社協
ボランティアによる支えあい活動	障がい関係では、精神障がい者のサロン活動、声の広報、手話サークルなどが活動しています。	継続して実施します。	福祉課 市社協
公共施設のバリアフリー化	県バリアフリー法に基づき、公共施設には専用駐車場の確保、トイレ・入口のスロープ設置、公衆電話などのバリアフリー化を図っています。毎年度バリアフリー調査が実施されています。	継続して実施します。	福祉課 建設課 都市計画課
防災対策の充実	災害時要援護者避難支援プランを平成23年5月から整備し、ひとり暮らし高齢者、障がい者など自力で避難するのが困難な在宅で生活する人を対象に同意式登録で実施し、466人が登録、平成23年12月には福祉避難所を指定しました。	継続して実施します。	福祉課



『災害時の準備・非常食づくり』